

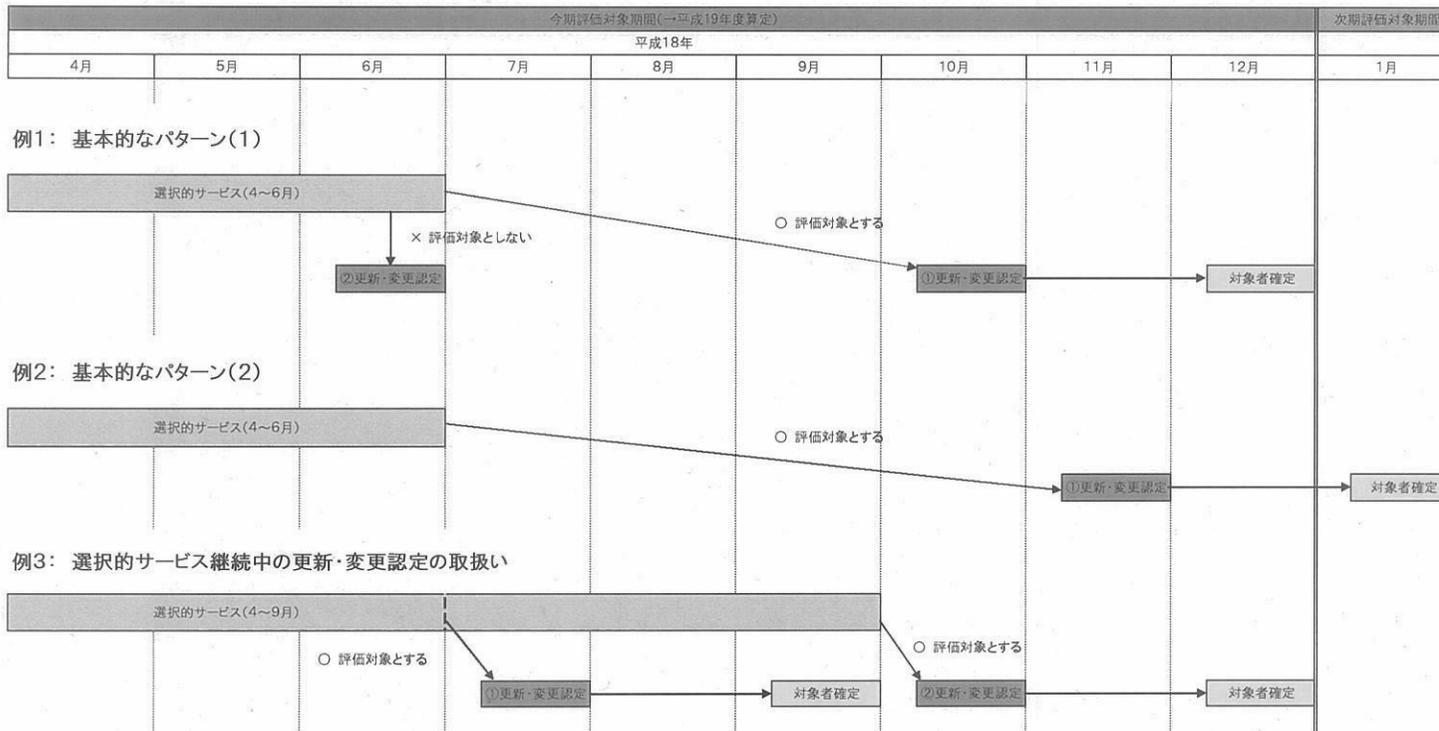
事業所評価加算に係る評価対象受給者及び評価対象期間の考え方(国保連合会における事務処理)

評価対象受給者の確定については次のような考え方にに基づき、国保連合会において事務処理を行う。

更新・変更認定 … 認定の更新・変更認定

対象者確定 … 国保連合会における評価対象受給者の確定

※イメージしやすいよう、**更新・変更認定** の2ヶ月後に **対象者確定** を示しているが、実際の対象者の確定については、各年11月から12月にかけてまとめて行うものである。



処理内容及び考え方

例1

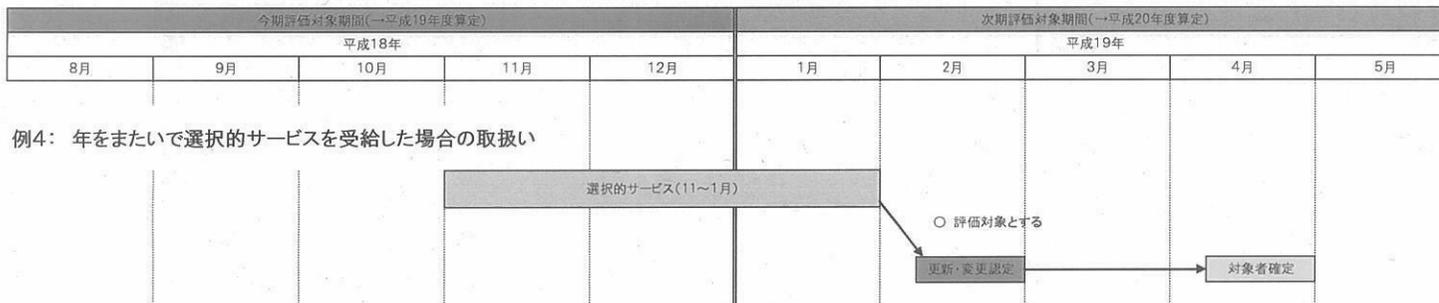
- ①9月までに3ヶ月連続の選択的サービスを受給後、10月末までに更新・変更認定が行われた者については、12月末までに対象者が確定することから、今期評価対象受給者となる。
- ②選択的サービスの受給が3ヶ月に満たない時点で、更新・変更認定が行われた場合は評価対象受給者とならない。

例2

- ①11月以降の更新・変更認定の場合は、次期評価対象受給者となる。

例3

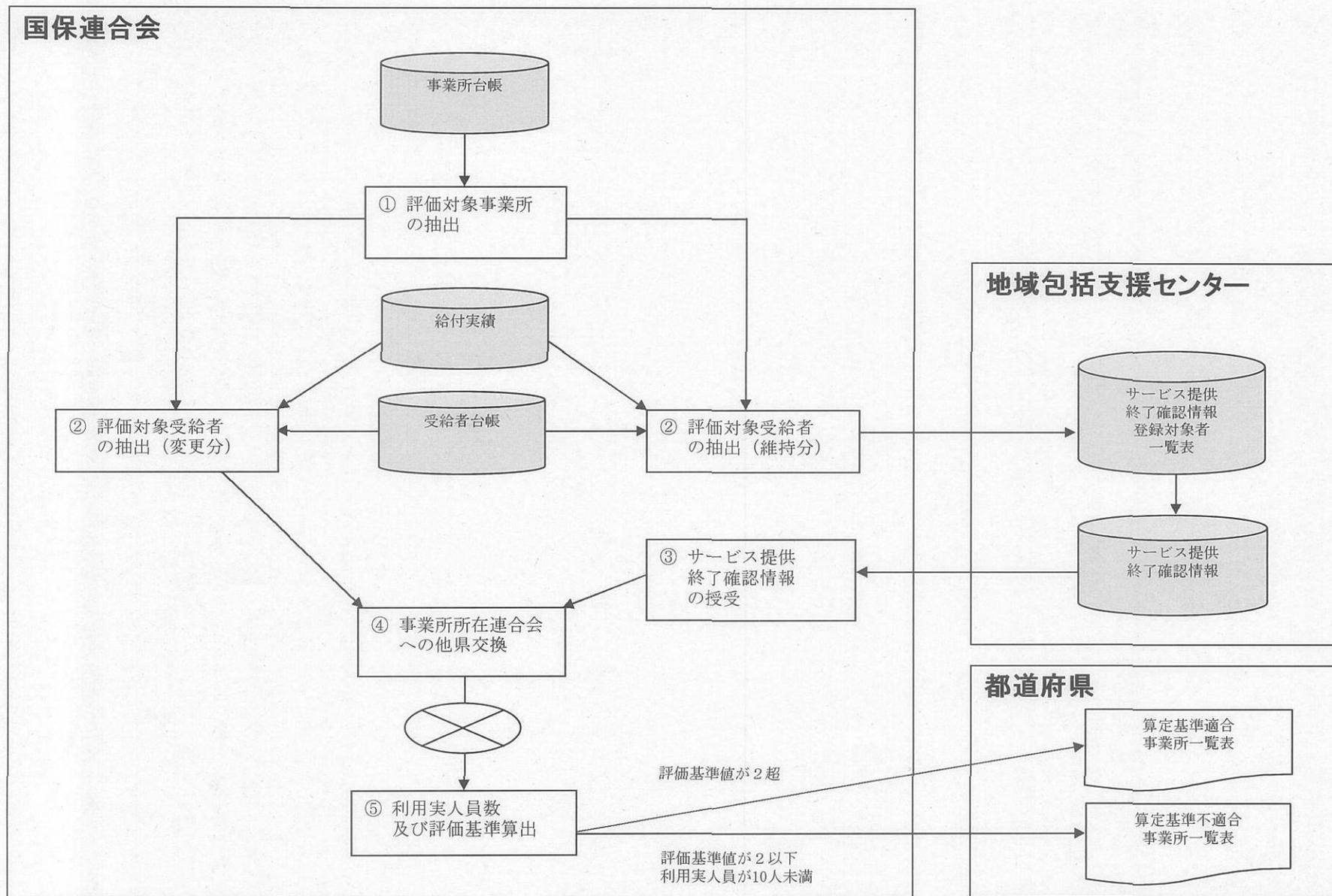
- ①選択的サービスの継続中であっても、3ヶ月以上連続した後であれば、更新・変更認定の結果は評価対象となる。
- ②前回の更新・変更認定月から継続して3ヶ月以上連続して選択的サービスを受給した場合は評価対象となる。



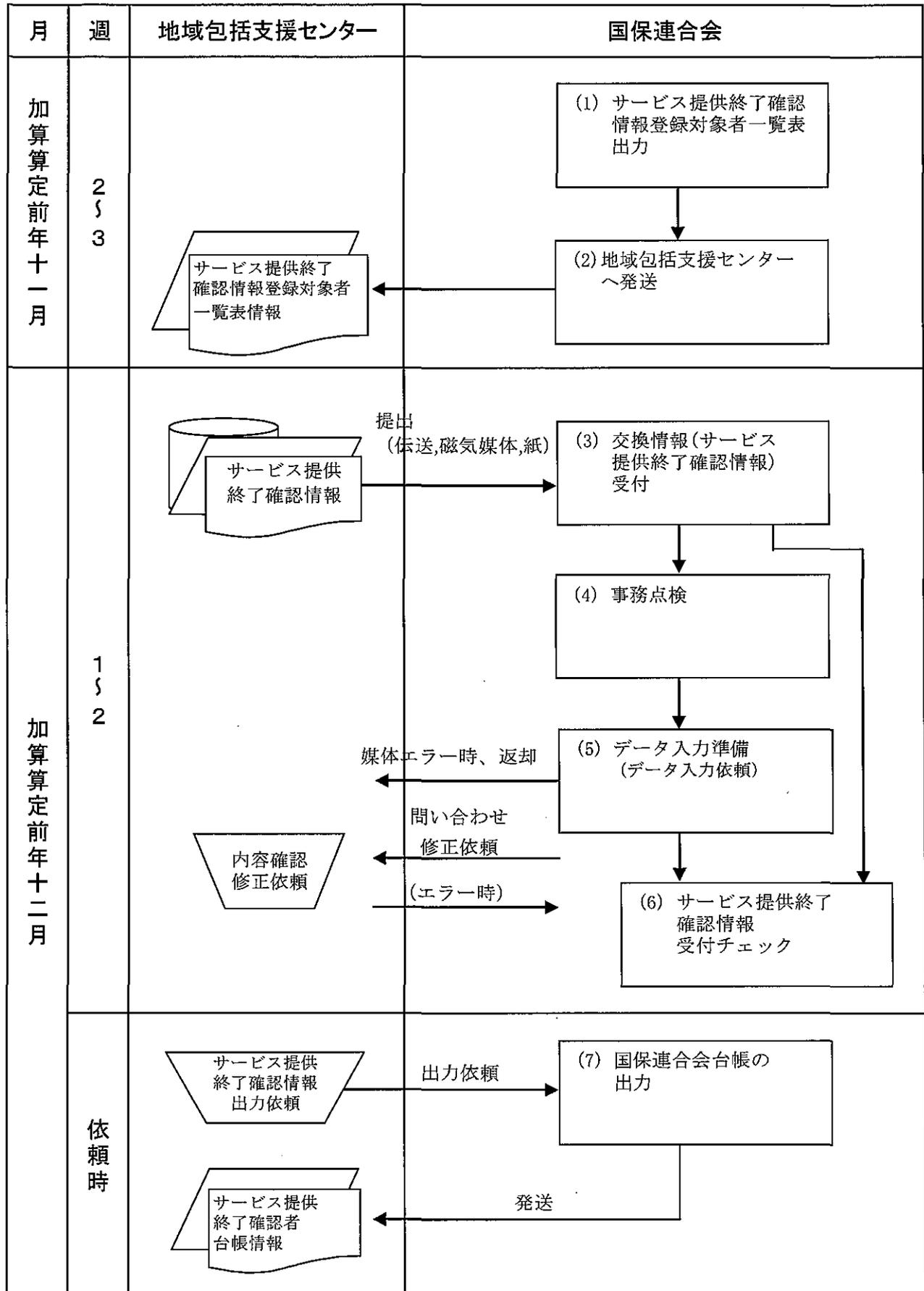
例4

- ①選択的サービスの受給が年をまたいだ場合でも連続したサービスとして取り扱う。

事業所評価加算の評価基準値の算出等に係るシステム概要



事業所評価加算の評価基準値の算出等に係るシステムフロー



月	週	地域包括支援センター	国保連合会
加算算定前年十二月	3		<div data-bbox="911 450 1300 595" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">(8) 事業所評価加算対象者 情報抽出処理</div> <div style="text-align: center;">↓</div>
	4	<div data-bbox="400 1285 663 1420" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">事業所評価加算算定 基準適合事業所 一覧表</div> <div data-bbox="400 1442 663 1576" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">事業所評価加算算定 基準不適合事業所 一覧表</div>	<div data-bbox="919 770 1302 916" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">(9) 事業所評価加算算定 件数情報他県交換処理</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div data-bbox="927 1055 1299 1200" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">(10) 事業所評価加算算定 基準値算出処理</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div data-bbox="927 1346 1299 1525" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(11) 事業所評価加算算定 基準適合（不適合） 事業所一覧表の 都道府県への発送</div> <div style="text-align: center;">←</div>

(参考3)

事業所評価加算に関する参照条文

○指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）

6 介護予防通所介護費（1日につき）

へ 事業所評価加算

100単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所介護事業所において、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき所定単位数を加算する。

7 介護予防通所リハビリテーション費（1日につき）

ホ 事業所評価加算

100単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき所定単位数を加算する。

○厚生労働大臣が定める基準（平成12年厚生省告示第25号）

二十八 介護予防通所介護費及び介護予防通所リハビリテーション費における事業所評価加算の基準

イ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防通所介護費のハの注のホ、ニの注のホ若しくはホの注のホ又は介護予防通所リハビリテーションのロの注のホ、ハの注のホ若しくはニの注のホに掲げる別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス（以下「選択的サービス」という。）を行っていること。

ロ 評価対象期間における当該指定介護予防通所介護事業所又は当該介護予防通所リハビリテーション事業所の利用実人員数が十名以上であること。

ハ （2）の規定により算定した数を（1）に規定する数で除して得た数が二を超えること。

（1） 評価対象期間において、当該指定介護予防通所介護事業所又は当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の提供する選択的サー

ビスを三月間以上利用し、かつ、当該サービスを利用した後、法第三十三條第一項に基づく要支援更新認定又は法第三十三條の二第一項に基づく要支援状態区分の変更の認定(以下「要支援更新認定等」という。)を受けた者の数

(2) 選択的サービスを利用した後、評価対象期間に行われる要支援更新認定等において、当該要支援更新認定等の前の要支援状態区分と比較して、要支援状態区分に変更がなかった者(指定介護予防支援事業者が介護予防サービス計画に定める目標に照らし、当該介護予防サービス事業者によるサービスの提供が終了したと認める者に限る。)の数の、次の(一)及び(二)に掲げる区分に該当する者の人数に(一)及び(二)に掲げる数を乗じて得た数の合計数を加えたもの

(一) 要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援二の者であって、要支援更新認定等により要支援一と判定されたもの又は要支援更新認定等前の要支援状態区分が要支援一の者であって、要支援更新認定等により非該当と判定されたもの 五

(二) 要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援二の者であって、要支援更新認定等において非該当と判定されたもの 十

○厚生労働大臣が定める者等(平成12年厚生省告示第23号)

四十七 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所介護費のへの注の厚生労働大臣が定める期間

当該加算を算定する年度の前年の一月から十二月までの期間(指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所介護費のハ、ニ又はホの注に掲げる基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た年においては、届出の日から同年十二月までの期間)

○指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年老計0317001号・老振0317001号・老老第0317001号)

7 介護予防通所介護費・介護予防通所リハビリテーション費

(4) 事業所評価加算の取扱いについて

事業所評価加算の別に厚生労働大臣が定める基準は以下のとおりとする。

要支援度の維持者数 + 1 ランク改善者数 × 5 + 2 ランク改善者数 × 10

> 2

評価対象期間内に運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを3月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数